

## 退会規定

令和3年9月26日制定

### (目的)

第1条 この規定は、肥田町自治会規約細則第7条に基づき、会員の退会に関し必要な事項を定めるものとする。

### (退会の手続き)

第2条 当会を退会しようとする会員は、自治会が定める退会届を自治会長に提出することにより退会することができる。

### (除名)

第3条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員に対して事前に通知および催告することなく、当該会員を除名することができる。

- (1) 年会費が支払われないとき
- (2) 本規約に違反した場合
- (3) その他会員が不相当と判断した場合

### (会費の返還等)

第4条 退会届が提出された場合、徴収済の会費は返還するものとする。

- 2 会費は、月単位で按分し、月の途中であってもその月分は返還しないこととする。

### (共益費)

第5条 会員は、退会した後共益費部分については、住所を有する限り負担するものとする。

- 2 共益費は、会費の半額相当分とする。

### (規則の遵守)

第6条 会員が退会した後も町内の秩序・機能を維持するために次のことを遵守する。

- (1) 自治会が行う町内の環境保全には全面的に協力すること
- (2) 自治会が開催する行事に苦情等は一切言わないこと
- (3) 自治会の既存施設に対しても苦情等は一切言わないこと

### (退会承認)

第7条 自治会長は、前条の内容等を役員会に諮って承認を得るものとする。

- 2 承認した内容については、その期の総会において報告するものとする。

### (その他)

第8条 この規定は、役員会において協議の上、変更できるものとする。